

# 塩釜商工会議所マイスター顕彰規程

## (目的)

第1条 この規定は、会員事業所における、さまざまな優れた技術・技能者を「塩釜商工会議所マイスター」(名匠・達人を指す)として表彰することにより、その社会的評価を高めるとともに、優れた技術・技能の継承、発展及び人材の育成を図り、地域産業の振興に資することを目的とする。

## (表彰の名称)

第2条 この規定による表彰は「塩釜商工会議所マイスター」と称する。

## (表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、会員事業所における全業種に係る技能者のうち、表彰の期日現在において、同一職種に20年以上従事し、年齢が満40歳以上である者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 技術・技能が極めて優秀で、地域において当該技能の第一人者及び当市の誇りうる人材であること。
- (2) 勤務成績、日常行為において他の技術・技能者の模範となる者
- (3) 後進技能者に技能の指導を行い、技能者の育成に寄与したこと、又は技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

## (被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、会員事業所の代表者または、事業主が行う。

- 2 被表彰候補者を推薦しようとする者は、塩釜商工会議所マイスター推薦書を会頭に提出しなければならない。

## (被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定には、「塩釜商工会議所マイスター選考委員会」(以下「選考委員会」という)を置き、総合的な見地から審査を行い、推薦のあった者の中から被表彰者として適当な者を選考し、常議員会がこれを決定する。

- 2 選考委員会は、塩釜商工会議所の各部会長等で構成する。
- 3 選考委員会における委員は、会頭が委嘱する。

## (被表彰者)

第6条 被表彰者数は、毎年2名程度とする。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、会頭が別に定める。